

現場代理人の常駐義務緩和の対象金額の見直しについて

令和2年1月6日

入札監理課

1 金額見直しの理由

現場代理人の常駐義務緩和については、これまでも様々な措置を講じてきたが、令和元年台風第19号等による被害の復旧・復興工事での入札不調対策を強化するため、対象金額を拡大するものである。

2 内容

【現場代理人の常駐義務緩和要件】

同一の主任技術者が管理できる工事又は特に発注者が支障がないと認めた工事

○現 行

「特に発注者が支障がないと認めた工事」とは、下記ア及びイの要件を満たすもの、かつ、個別の工事内容等により品質管理や安全管理に支障がないと発注者が判断した工事をいう。

ア 先行工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が2,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、5,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が2,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、5,000万円未満）であること。

○改正後

上記イの金額を変更する。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であること。

3 施工時期

令和2年1月6日以降に申請のあった案件から適用する。

工事における現場代理人の常駐義務の緩和について

令和2年1月6日

このことについては、平成22年3月30日付け21財第4619号本職通知に基づき
試行してきたところですが、このたび対象要件等を一部改正し、下記のとおり試行します。

記

1 緩和の対象となる工事について

県又は市町村から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（県又は市町村）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。
また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 同一の主任技術者が管理できる工事

同一の主任技術者が管理できる工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事をいう。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件までを緩和の対象とする。

また、発注機関が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。

※ 発注機関が異なる場合の手続きは、参考1のとおりとする。

(2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

次のア及びイの要件を満たすものが対象となるが、個別の工事内容等により、品質管理や安全管理に支障がないか発注者が判断する。

なお、この要件により、兼務できる工事は先行工事と併せて2件とする。

ア 先行工事と当該工事の工事箇所が同一土木事務所管内であること。

※ 同一土木事務所管内が原則であるが、同一建設事務所管内の隣接する土木事務所の境界を挟んで工事箇所が近接である場合も対象とできる。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（予定価格）が3,500万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000万円未満）であること。

2 緩和を行う場合の周知について

緩和の対象となる工事については、「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。」旨を条件付一般競争入札の場合にあっては入札公告、随意契約の場合にあっては契約の方法及び見積の条件に記載する。

なお、発注機関が異なる工事での申請も想定されるので、工事箇所や工事内容から、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があると判断され、

常駐義務緩和を認めないものは、公告等において「現場代理人の常駐義務の緩和」を「該当なし」とし、それ以外については「該当」とすること。

3 緩和に係る申請について

当該工事の入札等に参加しようとする者、又は当該工事を受注している者は、先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について、入札等の前に発注者に対し別紙1により申請することができるものとする。

※ 発注機関が異なる場合は、現場相互の距離がわかる位置図と配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。

※ 申請書の受付開始日は各発注機関及び各入札執行機関において、ホームページへの掲載、閲覧場所における掲示等により周知することとし、条件付一般競争入札にあつては公告開始日、随意契約にあつては見積依頼日とする。

4 特約条項

緩和の対象となる工事については、「受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において福島県工事請負契約約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。」旨を工事請負契約書中に特約条項として記載すること。

なお、申請書及び承認書は別紙1によること。

5 承認の際の付与条件

承認にあたっては、別紙2の条件を付すこと。

なお、発注者の判断により条件を追加することは差し支えない。この場合、別紙2に(5)等として追加の条件を付すこと。

6 問題が生じた場合の措置

承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに当該承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させること。

7 注意事項

(1) 常駐義務緩和を行う場合は、現場代理人と現場立合等の日程確認を綿密に行うようにすること。

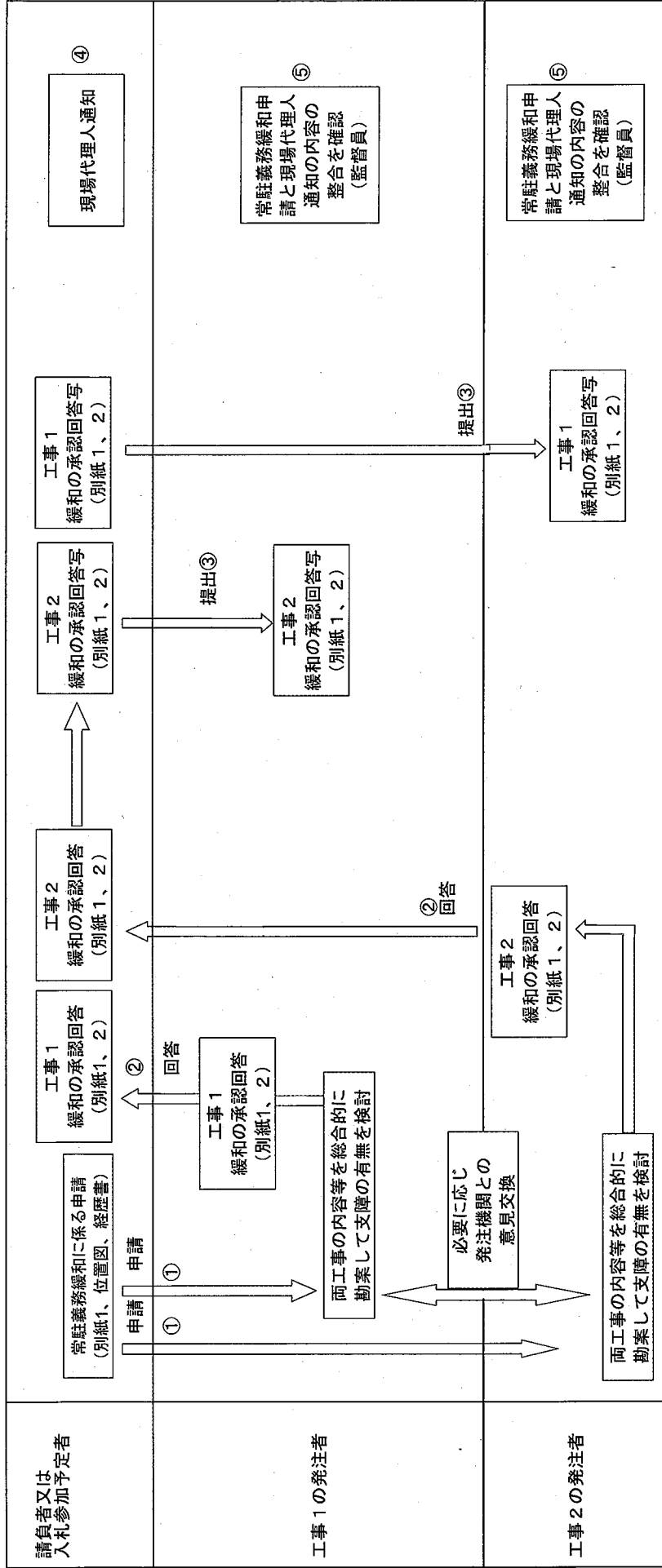
(2) 監理技術者における現場代理人の常駐義務緩和については、平成23年10月7日付け23企技第500号「公共工事における主任技術者等の適切な設置等について（通知）」により、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理できると発注者が認めた工事を対象とする。

8 適用時期

令和2年1月6日以降に常駐義務緩和の申請があった案件から適用する。

発注機関が異なる場合における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務手続きフロー

(参考1)



■手順

- ① 入札参加予定者は、対象工事の発注者に対し、常駐義務緩和に係る申請を行う。(現場相互の距離がわかる位置図と経歴書を添付すること)
- ② 対象工事の各発注者は、常駐義務緩和に係る照会に記載された内容に基づき、対象工事と先行工事(以下「両工事」という。)の工事内容、工事場所、工程等を総合的に勘案して、必要に応じ他発注機関との意見交換を行ったうえで、支障の有無を検討する。このとき、条件付で承諾する場合は、別紙2に条件を明示する。その結果、支障ないと判断できる場合は、必要事項を記載押印後、別紙2を付けて常駐義務緩和の承諾書を申請者に回答する。また、支障があると判断した場合は承認しない旨を回答する。
- ③ 申請者は各発注者からの承諾書の控えを各発注者に送付する。
- ④ 請負者は、監督員に現場代理人を通知する(現場代理人及び主任技術者等通知書。以下「現場代理人等通知」という。)
- ⑤ 監督員は、常駐義務緩和申請と現場代理人等通知の内容整合を確認する。

※受託工事の場合は、発注者が受託者と協議のうえ回答すること。

別紙 1

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書	
1 対象工事 1	
発注機関	
担当課名	(tel)
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約額等(注1)	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
※契約前で工期の定ま ていないときはこちらに 記入すること	入札公告日：令和 年 月 日 開札予定日：令和 年 月 日 工期： 日間又は 年 月 日限り
主任技術者氏名(注2)	
2 対象工事 2	
発注機関	
担当課名	(tel)
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約額等(注1)	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
※契約前で工期の定ま ていないときはこちらに 記入すること	入札公告日：令和 年 月 日 開札予定日：令和 年 月 日 工期： 日間又は 年 月 日限り
主任技術者氏名(注2)	
3 現場代理人 氏名	
4 要綱適用項目 <input type="checkbox"/> 同一の主任技術者が管理出来る工事 (どちらかにチェック) <input type="checkbox"/> 特に発注者が支障がないと認めた工事	
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて承認願いま す。 令和 年 月 日 (対象工事1発注者) 様 (対象工事2発注者) 様 会社名 代表者名 印	
上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることについて 別紙2の条件を付して承認しますので他の常駐義務緩和工事の発注機関からの 承認書 及び条件書等の写しを提出して下さい。 承認できません。 令和 年 月 日 (会社名 代表者名) 様 (対象工事1又は2発注者) 印	

注1 契約前の場合は工事等発注見通しから記載し、不明の場合は記入しないこと。

注2 予定も含む。

※ 申請者は控を含めて発注者毎に申請書を2部(申請書以外は1部)提出すること。

※ 他の常駐義務緩和工事の承認が得られなかった場合は、承認は無効となります。

※ 契約前の申請で契約の相手方にならなかった場合は、承認は無効となります。

※ 発注機関が異なる場合は、相互の距離がわかる位置図及び配置予定現場代理人に係

る経歴書を添付すること。

- ※ 工事概要は代表数量と、より詳細な工事内容を具体的に記載すること。
- ※ 随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。
- ※ 同一発注機関である場合は、工事発注者を一行とすること。
- ※ 工事概要等の記載に不備がある場合は、承認されないことがあります。
- ※ 工事発注者は「承認します」「承認できません」のいずれかの行を横線で削除し回答すること。
- ※ 本様式は、福島県発注の工事に適用するものであり、発注者が市町村の場合で、市町村に常駐義務緩和の承認を申請する場合は当該市町村の手続きによります。

【回答・承認時の対応】

- 1 対象工事発注者は、現場代理人の常駐義務緩和について支障ないと判断した場合には、回答欄の対象工事発注者の欄に押印をし申請者に回答するとともに、他の常駐義務緩和工事の発注者からの承認書及び条件書等の写しの提出を申請者から受けること。
(支障があると判断した場合には、「承認します」の行を横線で削除し、対象工事発注者の欄に押印し申請者に回答します。)
- 2 支障の有無の判断においては必要に応じて他の常駐義務緩和工事の発注者と意見交換を行うこと。

別紙2

現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件

令和 年 月 日

- (1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。
- 履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。
- ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
 - ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
 - ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。
- ※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。
- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ) 片方の工事が中止又は休止となっている場合
 - エ) 工場製作のみが行われている場合
- ④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
 - ⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。
- また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- (2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故や施工管理の不備等が発生した場合は直ちに緩和の承認を発注者の通知により取り消すものとする。
- (3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。
- (4) 現場代理人は、発注機関の監督員と現場立合等の日程確認を綿密に行い、工事施工に問題のないよう注意すること。

(その他の条件を付す場合)

(5) その他の条件

<p>対象工事発注者</p>
<p>先行工事又はその他の工事の発注者</p>